令和２年度地方独立行政法人さんむ医療センターにおける障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和２年４月１日制定

１　目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）」第９条の規定に基づき、地方独立行政法人さんむ医療センター（以下、「センター」という。）における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための基本的な事項を定める。

２　適用範囲

この方針は、センターの全ての部署が発注する物品等の調達に適用する。

３　調達目標

10 万円

４　調達の対象となる障害者就労施設等

法人において調達の対象となる障害者就労施設等は、法第２条第２項に定める施設等とする。

５　調達する物品等

この方針の目的に沿うために、特に分野を限定することなく障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

６　調達方針及び調達実績の公表

（１）この調達方針は、法人ホームページにより公表する。

（２）調達実績については、当該年度終了後、センターホームページにより公表する。

７　方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、経理課とする。

８　施行日

この方針は、令和２年４月１日から施行する。